

## V. 前橋市高齢者支援見守り配食事業 Q&A (令和7年4月1日)

### Q1. 要介護・要支援認定新規申請中の利用は可能か

A1. ➡1 ページの1-(1)

要介護・要支援認定の新規申請中の方、又は区分変更申請中の方は認定結果が決定するまでは対象者とならず、見守り配食事業を利用することはできません。認定決定後に申請をしてください。

### Q2. 見守り配食事業利用申請の必要についての判断はどうしたらよいか

A2. ➡3 ページ「前橋市高齢者支援見守り配食事業 判断樹」をご参照ください。

### Q3. 低栄養以外に、栄養の配慮が必要な場合の申請は可能か

A3. ➡11 ページの1-⑤

本サービスは疾病等による食事管理や栄養素の充足を目的とするものではありません。低栄養以外では、高血圧や腎臓病、糖尿病等で栄養管理が必要という理由では申請理由にはなりません。

### Q4. 条件「買物や調理が困難」とは、どういった状況か

A4. ➡10 ページの1-②をご参照ください。

本人が徒歩や車で日常的に買い物に出掛けられるようであれば買い物困難には当たりませんが、必要時に出掛ける程度であれば、日常的な食事の準備が可能であるかどうかを総合的にご判断いただき、配食事業の利用を検討してください。

### Q5. 条件「見守り」が必要な状況とは、どういった状況か

A5. ➡10 ページの1-③をご参照ください。

訪問看護など、医療のサービスであっても見守りが可能となり、事業の対象となりません。また、透析など日を決めて必ず通院をしているものも見守りが可能とみなします。必要に応じての通院であれば、見守りにはなりません。また、サービス付き高齢者向け住宅等に入所している場合は、見守り可能と考えられるため、対象になりません。

### Q6. 配食は利用者本人が受け取らなければいけないか

A6. ➡19 ページの1・2

見守り配食事業は、配食事業者がお弁当を本人に手渡し、健康状態等の声かけによる見守りをするものです。そのため、お弁当は本人への手渡しが原則となります。配達時に応答がなく安否が確認できない場合、緊急連絡先やケアマネジャーへ連絡をすることになっています。また、状況によっては事業者が家に上がり、安否を確認することがあります。

キャンセルや配達時不在になる場合は、事前に配食業者へ連絡調整を行ってください。

### Q7. 配食事業者変更をしたい場合の手続きはどうしたらよいか

A7. ➡6 ページ・17 ページ

軽微な変更にあたる場合は変更申請書、ケアプラン再作成がある場合は利用申請書と新しい同意ケアプランを提出してください。

利用を中止する事業者と新たに利用する事業者へは、申請前に連絡調整を行ってください。

なお、ひと月に利用できる事業者は1事業者としているため、月の途中での申請は開始日を翌月1日からとってください。

**Q8. 見守り配食事業利用中に区分変更申請をした場合はどうしたらよいか**

**A8. ➡14 ページの 4-(6)・17 ページ・18 ページ**

区分変更申請結果が以前の認定と異なる場合は、区分決定後、速やかに申し出・手続きをしてください。手続きに必要な書類は、利用申請書と新しい同意ケアプランです。申請中については配食の変更がなければ特に手続きは必要ありません。配食を変更する必要がある場合は、変更申請書にて申請を行ってください。(暫定ケアプランは不要です)

**Q9. 配食の利用に変更が伴わないケアプラン再作成があった場合は申請が必要か**

**A9. 決定通知に記載された内容での利用で変わりがなければ、申請しなくても支障はありませんが、ケアプラン再作成に伴い目標期間が変わっている場合は、配食の期間は元の目標期間のままです。ご注意ください。配食期間が終了する場合や認定区分に変更がある場合には申請が必要です。**

**Q10. 介護サービス利用がない要介護(1～5)認定者の手続きはどうしたらよいか**

**A10. ➡14 ページの 4-(5)**

基本情報の提供や日程調整、場合によってはケアプラン作成にあたり、調査への同席をお願いすることがあります。ご協力よろしくお願いします。なお、見守り配食事業利用のみのケアプランを担当者が作成することは可能ですが、作成費は請求できません。

**Q11. 配食の期間が切れていたことに気づかず、申請をしていなかった**

**A11. ➡8 ページ・11 ページの3**

配食の決定期間終了後も引き続き見守り配食事業の利用が必要な場合は、ケアプラン再作成による利用申請の手続きが必要です。手続きが適用期間を過ぎた場合は、再度手続きをするまでの間は補助の対象とならないため、全額自費となります。決定通知書の配食利用開始の欄よりケアプラン期間を必ず確認し、終了日前に申請を済ませてください。

**Q12. 入院や短期入所等で配食を休止する場合、手続きは必要か**

**A12. ➡9 ページの1**

再開の見込みがない場合、6か月以上の休止になる見込みの場合は終了届出書をご提出ください。再開の予定がある場合はこちらにご連絡や手続きをしていただくことはありません。配食事業者との連絡調整をお願いいたします。また、休止中に配食の期間が切れてしまう場合、再開後に配食の利用に変更が必要な場合は、再開に間に合うよう申請をお願いいたします。

**Q13. 令和3年度に他のサービスと併用して配食を利用していたが、令和4年度以降にその曜日の配食を一旦中止した場合、再度併用で再開することはできるか**

**A13. 令和4年度の改正では、以前からの併用であれば「継続することが出来る」という規定であるため、一度中止したものは「継続」には当たりません。**

**Q14. 隔週や月に数回のサービス利用の曜日は配食事業の対象になるか**

**A14. 一週間のサイクルの中で曜日ごとに配食の決定を出しているため、第〇週の〇曜日というような決定は出せません。毎週でなくてもケアプランに他のサービスが入っている曜日については、自費で利用してください。**

